

高度外国人材に対する所得税・相続税・贈与税の課税見直し

税理士 高山 政信

[事例]

日本では、平成20年7月の内閣官房長官（麻生内閣・河村官房長官）による「高度人材受入推進会議」が開催され、平成21年5月29日に報告書（外国高度人材受入政策の本格的展開を：以下「報告書」という。）が作成公表されている。平成29年度税制改正において、高度外国人材に対する所得税・相続税・贈与税の課税見直しが行われるがどのような内容なのか。

[ポイント]

- 1 高度外国人材とは何か
- 2 高度外国人材に対する政府の取組み
- 3 平成29年度税制改正による高度外国人材に対する非永住者課税の見直し
- 4 平成29年度税制改正による高度外国人材に対する相続税・贈与税の課税の見直し

[検討]

1 高度外国人材とは何か

事例にある報告書では、現行の就労可能な在留資格である専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者が高度外国人材ということになる。また、平成29年度税制改正大綱における記述では、「出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格」を有する者としていることから、同法に定める在留資格に該当するのは、就労が可能な在留資格のうち、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内

転勤、技能ということになる。

ではなぜ、高度外国人材を必要とするのかという点であるが、少子高齢化或いは経済のグローバル化が進展する中で、経済成長をするためには人材が必要であり、国内の人材ばかりではなく、外国から高度の能力を有し、多彩な価値観、経験、ノウハウ、技術を有する個人を日本の企業等に就労させることが重要という国家戦略である。

2 高度外国人材に対する政府の取組み

(1) 法務省（出入国管理上の優遇措置）

法務省は、高度外国人材に対して、活動内容を、①高度学術研究活動、②高度専門・技術活動、③高度経営・管理活動、の3つに分類して、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」等の項目ごとにポイントを設け、このポイントの合計が一定点数である70点に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることとしている。

(2) 「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

平成28年6月2日公表の「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」において、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することが提言され、その後1年に縮める検討が開始された。

3 平成29年度税制改正による高度外国人材に対する非永住者課税の見直し

金融庁は、税制改正要望事項として、「非永

住者の課税所得の範囲の見直し」を掲げている。この要望を行った目的は、東京の国際金融センターとしての地位向上と、高度外国人材が日本で働きやすい環境を整備することであった。

具体的には、所得税法第7条の非永住者の課税所得の範囲の問題である。

所得税法第7条第2号に規定のある非永住者の課税所得の範囲は次のようにになっている。

「第95条第1項（外国税額控除）に規定する国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの」

この規定は、平成26年度の税制改正により改正されたもので、平成29年分より適用となる。なお、改正前の同規定は次のとおりである。

「第161条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの」

金融庁の主張では、平成26年度の改正が、非永住者の課税所得の範囲を変更する趣旨ではなかったが、例えば、ニューヨーク証券取引所で行われる株式の譲渡のように、国外の取引所金融市场等で行われる有価証券等の譲渡等に係る所得といった「国外源泉所得」として積極的に定義されていない所得について、課税所得の範囲が拡大しているという理解であり、この課税所得の範囲の拡大が高度外国人材の呼び込みの阻害要因となっていることから、見直しを行うことが必要という主張であり、見直しを行うことが必要という主張を受けて、高度外国人材に対する非永住者課税の見直しが行われ、非永住者の課税所得の範囲から所得税法に規定する有価証券で、過去10年以内において非永住者であった期間内の取得（平成29年4月1日以後の取得したものに限る。）で所定の譲渡により生ずる所得が除かれることになった。

4 平成29年度税制改正による高度外国人材に対する相続税・贈与税の課税見直し

標題の平成29年度の改正は、経済産業省からの改正要望事項となっている。

改正の目的は、日本において高度外国人材等が働きやすい環境を整備することで、日本企業

の国際化及び外資系企業による国内進出や対日直投を後押しすることで、具体的には、日本で就労する一定の要件を満たす高度外国人材等が、相続によって取得・贈与する国外財産に係る相続税・贈与税の見直しを図ることである。

このような改正要望の背景には、次に掲げるような場合、国外財産に本国よりも重い税負担が課される可能性があるために、高度外国人材等が来日を取り止めるという事態が近年生じていることがある。

- ① 日本に単身赴任で在留する外国人が死亡し、国外財産を国外に居住する外国籍の者に相続する場合
- ② 日本に家族帯同で在留する外国人が死亡し、国外財産を当該家族に相続する場合
- ③ 日本に在留する外国人の親族等（非居住者かつ外国籍）が国外で死亡し、国外財産を当該外国人が相続する場合

相続税課税の具体例としては、相続或いは遺贈で財産を取得した人で、財産をもらった時に日本国内に住所を有しない人が、①財産をもらった時に日本国籍を有しておらず、かつ②被相続人がその死亡の日に日本国内に住所を有している場合、日本においてすべての財産に課税となる。

平成29年度の改正では、上記のような要望を考慮して、一時的に日本に住所を有する外国人同士の相続等について国外財産を相続税等の課税対象としない措置が採られることになった。なお、平成29年度の改正において、国内に住所を有しない期間の基準を「5年以内」から「10年以内」に改正されたが、高度外国人材は、その住所がないものとみなされる。高度外国人材として国内財産のみが課税対象となる要件は、次のとおりである。

- ① 被相続人及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格を有していること
- ② 国内に住所を有していた期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在の場合